1. 参加表明に関する 質疑・回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質　問	回　答
1	実施要領	12	記載されております、ウ.技術協力業務責任者とエ.管理技術者は、兼ねることができるという解釈でよろしいでしょうか。	宜しいです。
2	様式11（第3条）	1	「合意した工事費を上限とし・・・」と記載されておりますが、不測の事態も考慮して「上限」ではなく「目標」として検討頂けないでしょうか。	原則、基本協定書のとおりとします。
3	様式11（第7条）	2	「本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担・・・」と記載されておりますが、工事請負の為に複数回の見積実施が生じた場合、また、先行発注などが生じた場合に、契約金額を超えて協力費用が発生することが想定されます。これら、超過した金額については、別途精算として協議頂けないでしょうか。	第7条（価格等の交渉の不成立）の場合における費用については基本協定書のとおりとします。 なお、基本設計において、本工事は、機器製作期間が長い工事を一次発注する計画としております（実施要領P3参照）が、提案により二次発注の時期に工事をまとめて発注することも可能です。 また、工事請負契約を締結する前に契約内容を実施するような先行着手はございません。
4	様式12（第5条）	2	（合意金額）と記載されておりますが、「合意」とすると請負金額が確定したかのように思える為、「合意した工事費」を「目標工事金額」、「合意金額」を「目標金額」という文言に変更して頂けないでしょうか。また、「物価上昇や法令変更の他、最優秀者の責めに帰せない事由が生じた場合を除き、原則として目標金額を工事費の上限として扱う」といった文案を追加して頂けないでしょうか。	原則、基本協定書のとおりとしますが、最優秀者の帰責事由でないものは別途協議とします。